

基本的考え方

①災害時の安全・安心の確保

地震災害や、台風・集中豪雨による水害、土砂災害といった自然災害から、市民の生命や財産を守るため、防災・減災のまちづくりを進め、安全・安心の確保を目指します。

自助・共助・公助の精神にもとづく災害時の助け合いや、被災後の復興の基盤となる地域コミュニティにおける災害対応力の向上を図ります。

②日常の市民の安全・安心の向上

ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりや、安全な交通環境の確保により、誰でも安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

まちの死角をなくした安全な環境づくりなど、市民や関係機関との連携・協力のもと、防犯まちづくりを進めます。

(1) 災害に強いまちづくりの方針

市域の東部には、立川断層が活断層として確認されています。また、山間部を中心に土砂災害警戒区域^{*}や土砂災害特別警戒区域^{*}が複数指定されています。

大規模な地震災害への備えを強化するとともに、急峻な山地^{きゅうしゅん}における土砂災害などへの対策を進め、災害から市民の生命や財産を守る安全なまちづくりを推進します。

ア 地震災害に強いまちづくりの推進

(ア) 安全な市街地の形成

木造建築物が密集する地域では、建築物の不燃化と合わせて耐震化を促進します。緊急車両が進入困難な住宅地の解消を図るため、道路の拡幅や地区計画を活用した建築物の壁面後退などにより、十分な道路空間の確保を図ります。

(イ) 建築物等の安全性の確保

防災上の拠点となる公共施設について、建築物の耐震化・不燃化を推進します。また、一般住宅の耐震化を促進するため、引き続き木造住宅の耐震診断や耐震改修の支援を行います。

(ウ) 市街地におけるオープンスペースの確保

市街地では、多くの建物の倒壊や、火災による延焼などの被害が拡大する危険性が高いことから、被害の軽減を図るため、公園緑地、農地、広幅員の道路など、都市における空間の確保に努めます。避難場所に指定された公園は、非常用照明設備や防火水槽などの整備を検討し、防災機能の向上を図ります。

生産緑地地区^{*}は、市街地の貴重なオープンスペースであり、災害の拡大防止機能のほか、一時避難地となることから、適正な維持・保全に努めます。

(エ) 緊急輸送道路^{*}の機能の確保

緊急輸送道路^{*}の沿道建築物に対する耐震診断・耐震改修などの支援や、橋りょうの耐震化などにより、輸送路の機能の確保を図ります。

大規模な災害により道路が寸断し交通に混乱が生じた場合、ヘリコプターによる人員や物資の輸送が行えるよう、関係機関と調整の上、ヘリコプター臨時着陸場所を指定します。

また、山林火災や登山・ハイキングの事故など、自然環境の中で起こる災害や事故の発生に迅速に対応するため、ヘリポートを備えた防災拠点の整備を促進します。

(オ) 災害時に対応した都市施設やライフライン^{*}の強化

市民生活に大きな影響を及ぼす上水道施設については、水道施設の耐震化や、自家発電設備の設置による電力の自立化を進めるとともに、耐震継ぎ手管への取替えやバックアップ機能のさらなる強化を促進します。

下水道施設については、汚水中継ポンプ場の耐震化を進めるとともに、下水道管については、管路の重要度や耐震診断の結果にもとづく効果的な耐震化を推進します。

また、災害時のライフライン^{*}の機能確保や早期復旧を目指し、関係機関との連携・協力体制の強化や事前対策の充実を図ります。

(カ) 防災に関する情報提供や知識の普及・啓発

ハザードマップ^{*}や防災マップなどにより、地域の危険性、避難場所の周知、日頃の災害への備えなど、防災に関する情報提供や知識の普及・啓発を進めます。

イ 治水対策の推進

都市計画河川である霞川は、引き続き河道の拡幅などの改修を促進し、治水機能の向上を図ります。また、成木川、黒沢川などの自然豊かな地域を流れる河川については、自然環境に留意しながら、豪雨による増水などの危険箇所について、改修を促進します。

準用河川、普通河川については、引き続き水害に対する安全性の向上を進めます。

また、洪水ハザードマップ^{*}などにより事前の浸水予防や早期の避難行動などを促します。

ウ 土砂災害対策の推進

市内の土砂災害警戒区域^{*}や土砂災害特別警戒区域^{*}については、警戒避難体制の整備を進めます。

土砂災害特別警戒区域^{*}では、特定の開発行為や建築物の構造などについて、技術基準にもとづく規制を行い、土砂災害の防止・軽減を図ります。

エ 地域防災力の向上

「地区防災計画」の策定を促進し、自主防災組織の強化や、災害時要援護者支援体制の充実を図るとともに、近隣住民の安否確認、避難場所・避難所などの周知徹底など、地域防災力の向上を図ります。

(2) 人にやさしいまちづくりの方針

高齢者や障害者、子ども、来訪者などを含めたすべての人にとって利用しやすく、分かりやすい、安心して行動できるユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりを進めるとともに、安全な交通環境の確保に努めます。

ア ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりの推進

誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりを推進するため、「東京都福祉のまちづくり条例」や市のバリアフリーに関する基準などにより、公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を進めるとともに、商業施設などの公共性の高い民間建築物については、「東京都建築物バリアフリー条例」にもとづく施設整備を促進します。

また、高齢者や障害者、子どもを連れた方でも外出しやすい環境を創出するため、利用者の多い歩道などへの休憩場所の確保を検討します。

イ 安全な交通環境の確保

誰でも安心して活動できる安全な交通環境の形成を図るため、国道、都道の交通安全施設の整備・充実、交通事故多発箇所の改善などを促進します。

市道については、通学路や交通量の多い路線を中心に、路面表示などの交通安全施設の整備・充実を図ります。

また、放置自転車防止に向け、放置自転車禁止区域の設定などの施策を推進するとともに、駅周辺の自転車等駐車場の整備を進めます。



交通安全講習会

(3) 犯罪から市民生活を守るまちづくりの方針

多発する高齢者や子どもたちをねらった犯罪、インターネットなどの普及により巧妙化する犯罪から市民生活を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

ア 公共空間における防犯環境の向上

道路、公園、駐車場、自転車等駐車場などの不特定多数の人が利用する公共空間について、防犯設備などの充実を図るとともに、計画段階から見通しや明るさの確保など、防犯性を考慮した施設の整備を進めます。

夜間の道路通行の安全確保や犯罪の未然防止のため、街路灯の点検・整備を進めます。

イ 地域コミュニティによる犯罪抑止機能の向上

青梅警察署や青梅防犯協会などの関係機関と連携した広報・啓発活動をはじめ、メール配信や防災行政無線を活用した情報提供、防犯パトロールなどを促進し、市民と一体となった防犯体制の強化、市民の防犯意識の高揚を図ります。

地域での自主的なパトロール活動を支援するとともに、高齢者や子どもたちを犯罪から守るため、地域ぐるみの見守り体制づくりを進めます。

ウ 空き家対策の充実

空き家の増加は、不審者の出入りや放火など、防犯・防災上の観点からも対策が必要となります。このため、所有者の意識啓発とともに、空き家の適正管理や、老朽化した空き家の除却を促進する制度などの検討を進めます。

【安全・安心のまちづくりの方針】を実現化するための施策

● 自然災害に対する減災まちづくり

- 防火地域、準防火地域における不燃化の促進
- 「青梅市耐震改修促進計画」にもとづく建築物の耐震改修の促進
- 道路の拡幅や地区計画を活用した建築物の壁面後退
- 上下水道施設の耐震化
- 都市計画河川などの改修促進
- 自然災害情報の周知
- 土砂災害に対する警戒避難体制の整備
- 土砂災害特別警戒区域^{*}の特定の開発行為などの規制
- 自主防災組織の強化、災害時要援護者支援体制の充実
- 近隣住民の安否確認、避難場所・避難所などの周知徹底

● 人にやさしいまちづくり

- 公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化
- 商業施設などの民間施設に対するバリアフリー化の促進
- 利用者の多い歩道などへの休憩施設の確保
- 国道、都道の交通安全施設の整備・充実
- 交通事故多発箇所の改善
- 通学路や交通量の多い市道への路面表示などの交通安全施設の整備・充実
- 駅周辺の自転車等駐車場の整備

● 犯罪から市民生活を守るまちづくり

- 公共空間の防犯設備の充実と犯罪防止を考慮した施設整備
- 防犯ボランティア活動の支援とネットワークの拡大
- 空き家所有者の意識啓発
- 空き家の管理や活用のための制度の検討
- 老朽化した空き家の除却を促進する制度などの検討

